

平成22年10月25日

総合紛争解決センターにおける医療ADR 2

公益社団法人総合紛争解決センター運営委員会委員

弁護士 北川和郎

1 総合紛争解決センターについて

(1) 総合紛争解決センターの組織等について

① 大阪府下の士業団体，社会福祉士会，消費者団体，経済団体，地方公共団体等が参加して設立した同名の公益社団法人が運営するADRであり，各参加団体の多様な専門性を生かして，ここだけで医療紛争を含むあらゆる種類の民事紛争を扱うことができるようにした「総合型ADR」である（資料1）。

② 経緯

平成21年 1月 一般社団法人総合紛争解決センター設立

同 年 3月 ADR機関「総合紛争解決センター」運営開始

同 年 9月 公益認定（大阪府 第1号）

同 月 ADR認証（認証番号 第43号）

③ 事業の運営

総務部会，事業運営部会，広報部会，研修部会からなる運営委員会と財務委員会によってADR事業が運営されている。

④ 参加団体

大阪弁護士会

大阪司法書士会

大阪土地家屋調査士会

(社)大阪不動産鑑定士協会

大阪府行政書士会

(社)大阪府宅地建物取引業協会（以上，正会員）

日本公認会計士協会近畿会

(社)大阪府建築士事務所協会

(社)大阪社会福祉士会

大阪府社会保険労務士会

(社)大阪府建築士会（以上，準会員）

近畿税理士会

特定非営利活動法人消費者ネット関西

全大阪消費者団体連絡会

(社)消費者関連専門家会議西日本支部

特定非営利活動法人消費者情報ネット（以上，賛助会員）

大阪府

大阪市

堺市
東大阪市（準会員）
大阪府市長会

(2) 総合紛争解決センターの事業について

① 事業の対象は、和解あっせん手続及び仲裁手続である。

② 手続実施の方法

全件3名の和解あっせん人が担当する。

3名の内訳は、弁護士である和解あっせん人と各紛争類型に応じた専門性を有する和解あっせん人2名の合計3名である。なお、医療事件については後述する。

③ 申立件数（平成22年5月31日現在）

ア 平成20年度（同年3月のみ）	2件
イ 平成21年度（同年4月から同22年3月まで）	132件
ウ 平成22年度（同年4月から10月まで）	86件

④ 事件の概要

ア 事件の種類としては、不動産売買や賃貸、請負、貸金、その他の契約紛争、不法行為、労働、家事、会社、相隣関係等多岐にわたっているが、不法行為（交通事故（20件）、医療事故（13件）等）関係の事件（65件）、不動産賃貸借関係の事件（23件）が比較的多いようである。

イ 代理人の選任された割合は低く、6割弱の事件において双方とも代理人が選任されておらず（6月時点では7割弱であったが、少し低下した。）、申立人だけに限定すれば、8割5分以上の事件において代理人が選任されていない。

ウ 終了原因については、成立したもの（仲裁判断を含む。）が3割強、不応諾が3割弱あり（いずれも6月当時と大きな差異はない。）、その余は不成立である（資料2）。

2 総合紛争解決センターにおける医療事件について

(1) 多種多様の専門家を擁し、総合型ADRを標榜する総合紛争解決センターにおいては、医療事件についても、総合紛争解決センターの専門分野の1つとして実施している。

(2) 専門的知見の担い手

各種の専門家の団体を主な構成員としているため、医療関係の団体にも参加を呼びかけていたが、設立時点においては、医師関係の団体の参加がなかったことから、この分野の専門家としては、医療事件に習熟した弁護士をもって、専門家として扱ってきた。

設立後も、あらゆる分野の専門家と協働していきたいとの考えから、医療関係の分野においても、医師ないしその団体が当センターに参加を求めため、大学病院等に参加を働きかけるなどしていたところ、この度、「和解あっせん人・仲裁人候補者追加搭載者」（資料3）のとおり、医師資格を有する和解あっせん人候補者を選任する

ことができた。なお、これは、医療関係の団体の参加があったわけではないが、大阪府立病院機構の理事から医師のご推薦をいただき、個別に承諾をいただくことで、実現したものである。ただし、現時点ではすべての診療科目を網羅しているわけではないので、一層の充実をはかっていきたい。

(3) 和解あっせん人

その関係で、前記和解あっせん人候補者の追加搭載前の医療事件における和解あっせん手続については、和解あっせん人の構成を、専門性を有する医療事件に習熟した弁護士2名と弁護士又は司法書士1名の合計3名で事件を担当することとしている。医療事件に習熟した弁護士は、専門的知見の利用という趣旨であれば、1名で足りるのではないかとも思われるが、東京3会方式と同様、医療側の代理人として多数の医療事件を手がけた弁護士と、患者側の代理人として多数の医療事件を手がけた弁護士を1名ずつとしていた。

今回の和解あっせん人候補者の名簿への追加搭載に伴い、和解あっせん人の構成を、医師1名と専門性を有する医療事件に習熟した弁護士2名の合計3名で事件を担当することとなり、最後の1件以降は、この構成となる。この構成による運用の状況については、ある程度実績が蓄積された後、報告させていただきたい。

(4) 申立件数

ア 平成21年度（同年4月から同22年3月まで）	4件
イ 平成22年度（同年4月から10月まで）	9件

(5) これまでの事件の状況

① 本人申立ての割合

これまでの8件の申立ては、いずれも代理人なしの本人申立てであり、100%であった。一般市民にとって、医療事件のハードルも相当低くなったものと思われる。

なお、相手方（いずれも医療側である。）の代理人選任は、現時点で5件あり、これによれば選任率は38%であるが、新件の動向により多少上昇するかもしれない。

② 応諾の状況

回答待ちの2件及びあっせん選任中の1件を除く10件のうち1件が不応諾であっただけで、他は応諾があり、応諾率は90%となった。ちなみに、不応諾の1件は、申立人、相手方の双方に代理人がついていない事件であった。

③ 事件の分野

事件の分野としては、歯痛やインプラントに関するもの、視力回復手術に関するもの、腰痛に関するもの、心筋梗塞に関するもの、ガンに関するものなどがある。

④ 申立ての趣旨

慰謝料等の損害賠償のほか、説明、謝罪を求めるものが多数見受けられる。

⑤ 終了原因の状況

終了した事件は6件であり、まだ統計数値として有意義なものといえるかどうかはわからないが、その内訳は、成立3件、不成立1件、申立ての取下げ1件、不応諾1件であり、成立率は全終了事件の50%、応諾のあった事件の60%という結果となった。今後は、更なる成立割合の向上が課題となろう（資料4）。

手続の流れ

和解あつせん人が、
事実関係・事情をお聞きし、
解決へ向けて調整を図ります。

和解成立

ご注意

相手方が手続には
応じない場合は
終了となります。

和解 不成立

手続は終了となります。

争点を明らかにし、事案によっては
証人の尋問、現場の検証、
専門家（鑑定人）の意見を聴くなどします。

和解成立

和解による解決が妥当
であると思われる事案
については、当事者双
方に和解をお勧めする
ことがあります。

仲裁判断

※解決した場合、成立手数料・費用を
当事者双方で分担して納付して頂きます。

お問い合わせ先

総合紛争解決センター

06-6364-7644
(お問合せ時間 平日午前9:00～午後5:00)
<http://www.soufun.or.jp>



交通手段

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

次の団体の協力により運営しています

- 大阪弁護士会 大阪司法書士会
 - 大阪土地家屋調査士会
 - (社)大阪府不動産鑑定士協会
 - 大阪府行政書士会
 - (社)大阪府宅地建物取引業協会
 - 日本公認会計士協会近畿会
 - (社)大阪府建築士事務所協会
 - (社)大阪社会福祉士会
 - 大阪府社会保険労務士会
 - 近畿税理士会 (社)大阪府建築士会
 - 特定非営利活動法人消費者ネット関西
 - 全大阪消費者団体連合会
 - (社)消費者関連専門家会議西日本支部
 - 大阪府 大阪市 堺市 大阪府市長会
- (平成21年3月現在)

総合紛争解決センター

和解あつせん手続

和解あつせん人を
選任します。

- 相手方に、出席する
よう勧めます。

センターから
当事者双方に
次の通知をします。

- 和解あつせんの期日と
場所(第1回目)。
- 和解あつせん人の氏名。
- 和解あつせんの手続概要。

仲裁合意

和解あつせん手続の内容・進行によっては
仲裁手続へ移る場合があります。

仲裁手続

仲裁人を
選任します。

- 相手方に、出席する
よう勧めます。

センターから
当事者双方に
次の通知をします。

- 仲裁の期日と場所
(第1回目)。
- 仲裁人の氏名。
- 仲裁の手続概要。

ご注意

仲裁合意書の
提出が必要です

ズバリ!お答えします!

Q&A

Question 総合紛争解決センターって? Answer

裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関(ADR)です。司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの分野の専門家が、和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、公正、迅速、低費用で解決を得られることを目指します。

Q1

Question どのような紛争に利用できますか? Answer

- 民事上のあらゆる紛争の解決に利用できます。たとえば、次のとおりです。
- 金銭貸借に関する問題
 - 不動産・住宅に関する問題
 - 近隣に関する問題
 - 労働問題
 - 高齢者・障がい者に関する問題
 - 交通事故に関する問題
 - 建築紛争に関する問題
 - 境界問題
 - 夫婦、親子間の問題
 - 医師紛争問題
 - 知的財産に関する問題
 - 消費者問題
 - 相続に関する問題
 - 夫婦、親子間の問題
 - 福祉に関する問題
 - など

Q2

Question 手続の内容は? Answer

「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続があります。

「和解あっせん」とは、和解あっせん人が、当事者双方から、事情、意向を聴取し、専門的知識を活用することにより、当事者が公正かつ迅速に和解できるよう支援する手続です。

「仲裁」とは、当事者間の合意に基づいて、仲裁人が裁判官のように最終的な判断をするという、いわば民間裁判所です。

どちらの手続も、非公開で行われますので紛争の内容が外部に漏れる心配はありません。

Q3

Question どうやって申し立てるの? Answer

総合紛争解決センター事務局(大阪弁護士会館内)で受付をします。

本人で申立てができますし、専門家がお手伝いをすることも可能です。

詳しくは、お問合せ時間内(裏面のとおりに)にお電話ください。

Q4

Question 解決までの時間は? Answer

事案にもよりますが、相手方が手続に応じた後、3回程度(3か月程度)で解決するよう努力いたします。

Q5

手数料のご案内

申し立てのときの手数料
一律 **10,500円** (税込)

※申立手数料は紛争額にかわりません。

少額紛争で
お悩みの方に
朗報!

解決した時の手数料
一例) 紛争解決額100万円未満で
15,750円 (税込)

和解が成立した場合、又は仲裁判断がなされた場合は、下の表を基準に、申立人・相手方のそれぞれの負担額を決めます。

紛争解決額	標準額 (税込)
0~100万円未満	15,750円
100万円以上~200万円未満	21,000円
200万円以上~500万円未満	31,500円
500万円以上~1,000万円未満	52,500円

事案により、成立手数料を30パーセントの範囲で増減する場合があります。

紛争解決額が1,000万円以上の場合は、お問い合わせ下さい。

1. 申立受理事件類型別

申立受理案件類型		2008	2009	2010	計
1	不動産売買をめぐる紛争	0	6	2	8
1	手付金返還請求	0	1	0	1
2	契約解除	0	0	1	1
3	買い戻し	0	1	0	1
4	その他	0	4	1	5
2	不動産賃貸借関係	0	15	8	23
1	明渡	0	2	0	2
2	賃料増額	0	0	1	1
3	賃料減額	0	0	0	0
4	敷金・保証金返還	0	4	2	6
5	賃料配分・管理費用分担	0	0	0	0
6	滞納賃料	0	2	3	5
7	原状回復費用	0	3	1	4
8	更新料	0	0	1	1
9	借地権買取	0	1	0	1
10	修理・修繕費用	0	1	0	1
11	その他	0	2	0	2
3	請負契約に関する紛争	1	7	7	15
1	建築工事代金	0	0	2	2
2	契約の解除	0	1	1	2
3	建築工事の損害	1	3	3	7
4	デザイン料	0	0	0	0
5	その他	0	3	1	4
4	貸金をめぐる紛争	0	8	7	15
1	債権額、過払金等を巡る紛争	0	1	0	1
2	債務弁済協定	0	0	0	0
3	その他	0	7	7	14
5	その他の契約紛争	0	19	15	34
1	リース契約	0	0	0	0
2	商品委託取引	0	4	2	6
3	預り金返還	0	0	1	1
4	動産売買	0	2	1	3
5	銀行関係	0	1	2	3
6	手数料返還	0	0	0	0
7	契約不履行	0	6	0	6
8	立替金	0	0	0	0
9	サービスの提供を巡る紛争	0	1	0	1
10	先物取引を巡る紛争	0	0	0	0
11	その他	0	5	9	14
6	債務不存在確認	0	2	0	2
7	不法行為を巡る紛争	0	36	29	65
1	けんか	0	3	0	3
2	動物事故	0	1	2	3
3	交通事故	0	13	7	20
4	医療過誤	0	4	9	13
5	名誉毀損	0	0	0	0
6	近隣紛争	0	1	0	1
7	婚姻外男女関係	0	3	3	6
8	賠償額確定	0	2	1	3
9	スポーツ事故	0	0	1	1
10	故意による加害	0	1	3	4
11	その他	0	8	3	11
8	知的財産がらみの紛争	0	1	0	1
9	家族及びその関係者間紛争	1	15	3	19
1	離婚・夫婦関係調整	0	1	0	1
2	婚約破棄	0	1	0	1
3	養育費・親権	0	0	0	0
4	相続	0	5	2	7
5	親子関係	1	0	0	1
6	その他	0	8	1	9
10	職場の紛争	0	7	4	11
1	解雇・退職	0	5	0	5
2	労働災害	0	0	1	1
3	賃金	0	0	2	2
4	その他	0	2	1	3
11	会社関係の紛争	0	4	1	5
12	相隣関係	0	8	6	14
13	マンション（区分所有）関係	0	2	2	4
1	管理費滞納等	0	0	0	0
2	その他	0	2	2	4
14	その他	0	2	2	4
合計		2	132	86	220

2. 月別受理件数

月	2008	2009	2010	計
4月	-	6	19	25
5月	-	12	11	23
6月	-	7	14	21
7月	-	9	8	17
8月	-	6	13	19
9月	-	10	14	24
10月	-	12	7	19
11月	-	12		12
12月	-	17		17
1月	-	8		8
2月	-	14		14
3月	2	19		21
合計	2	132	86	220

3. 申立受理事件結果別

結果	2009	率	2010	率	計	率
成立（和解契約）	18	19.6%	31	34.1%	49	26.8%
成立（仲裁判断）	0	0.0%	3	3.3%	3	1.6%
成立（和解的仲裁判断）	8	8.7%	0	0.0%	8	4.4%
成立件数合計	26	28.3%	34	37.4%	60	32.8%
不成立（申立人取下げ）	13	14.1%	13	14.3%	26	14.2%
不成立（相手方離脱）	1	1.1%	1	1.1%	2	1.1%
不成立（見込み無）	25	27.2%	16	17.6%	41	22.4%
不成立（民事紛争外）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不成立（終了合意）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不成立（続行不能）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不成立件数合計	39	42.4%	30	33.0%	69	37.7%
不応諾	26	28.3%	27	29.7%	53	29.0%
不受理	1	1.1%	0	0.0%	1	0.5%
終結事件数合計	92	100%	91	100%	183	100%
継続中件数合計	42		37		37	
終結件数+継続件数	134		128		220	

※成立率及び不成立率は終結事件数合計を分母とする。

4. 当事者の類型

結果	計	率
双方個人	101	45.9%
申立人法人	15	6.8%
相手方法人	86	39.1%
双方法人	17	7.7%

7. 申立補助制度の利用状況

月	2010
4月	-
5月	7
6月	5
7月	6
8月	3
9月	5
10月	2
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
合計	28

5. 代理人（弁護士等）の有無

結果	計	率
双方なし	125	56.8%
申立人代理人	28	12.7%
相手方代理人	31	14.1%
双方代理人	15	6.8%

6. あっせん人の配てん状況

団体名	選任数
大阪弁護士会	235
大阪司法書士会	107
大阪府不動産鑑定士協会	27
大阪土地家屋調査士会	14
大阪府行政書士会	35
大阪府宅地建物取引業協会	42
大阪社会福祉士会	23
大阪府社会保険労務士会	22
NPO法人消費者ネット関西	13
日本公認会計士協会近畿会	16
全大阪消費者団体連絡会	4
大阪府建築士会	17
大阪府建築士事務所協会	18
(社)消費者関連専門会議 (ACAP)	10
近畿税理士会	47
NPO法人消費者情報ネット	19
あっせん人の指名を受けた件数	4件

和解あっせん人・仲裁人候補者追加登載者

2010年9月30日

	氏名	所属等	専門
1	正岡 徹	大阪府立成人病センター顧問 (財) 骨髓移植推進財団理事長	血液内科
2	小山 博記	大阪府立成人病センター名誉総長	乳腺外科
3	堀 正二	大阪府立成人病センター総長	循環器内科
4	森本 靖彦	社会福祉法人石井記念愛染園附属 愛染橋病院名誉院長	内科学 (内分泌代謝領域)
5	奥山 明彦	社会福祉法人石井記念愛染園附属 愛染橋病院院長	泌尿器科
6	露口 泉夫	富田林福祉公社けあばる施設長	気管支喘息、COPD、 結核
7	籠本 孝雄	大阪府立精神医療センター院長	精神科
8	佐藤 文三	財団法人日本生命済生会 付属日生病院名誉院長	内科学 (内分泌代謝領域)
9	河 敬世	大阪府立母子保健総合医療センター顧問	小児科
10	山口 武典	財団法人循環器病研究振興財団理事長 国立循環器病研究センター名誉総長	内科 (脳卒中)
11	佐治 文隆	市立芦屋病院事業管理者	婦人科
12	天方 宏	大阪健康保険組合連合会嘱託医	歯科

2010.10.7時点

医療事件一覧

公益社団法人総合紛争解決センター

No.	受理 年度	当事者	代理人有無	申立年月日	あっせん人①	あっせん人②	あっせん人③	結果	紛争額	期日 回数	あっせん 日数
1	21	相手方法人	双方なし	H21.6.30	弁護士	司法書士	社会福祉士	不成立(見込み無)	算定不能	1回	174日
2	21	双方個人	双方なし	H21.9.7	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	成立(和解契約)	紛争額1,000,000円 解決額69,430円	2回	79日
3	21	相手方法人	相手方代理人	H22.2.26	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	不成立(申立人取下げ)	¥800,000	0回	87日
4	21	双方個人	相手方代理人	H22.3.15	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	成立(和解契約)	紛争額:相当額 解決額:116万円	3回	200日
5	22	双方個人	双方なし	H22.4.9	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	不承諾	¥7,440,630	0回	38日
6	22	双方個人	相手方代理人	H22.4.13	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	成立(和解契約)	紛争額:相当額 解決額:50万円	2回	80日
7	22	双方個人	相手方代理人	H22.4.27	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	次回第3回(12/8)	¥6,500,000		
8	22	双方個人	双方なし	H22.6.2	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	社会福祉士	次回第3回(11/15)	¥3,234,000		
9	22	相手方法人	双方なし	H22.8.20	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	次回第1回 (11/12)	相当額		
10	22	双方個人	相手方代理人	H22.9.3	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	次回第1回 (11/17)	¥4,822,450		
11	22	相手方法人	双方無し	H22.9.17	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	相手方回答待ち	¥10,000,000		
12	22	相手方法人	双方無し	H22.9.17	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	司法書士	相手方回答待ち	相当額		
13	22	相手方法人	双方無し	H22.10.13	弁護士 (医療機関側)	弁護士 (患者側)	医師	あっせん人選任中	相当額		